

## 第9回安城市自治基本条例策定審議会 議事要旨

- ・ 日程 平成21年6月29日(月)午後1時30分～午後2時30分
- ・ 場所 安城市役所 本庁舎3階 第10会議室
- ・ 出席者
  - (1) 委員 伊藤明、大見賢治、大参斌、植村耕作、木村重治、鳥居玄根、太田克子、神谷輝幸、神谷由美子、舩尾恭代、細井倭子、神谷清隆、武田文男、杉浦武雄、荻野留美子、榊原平、入江容子、神谷和也  
(欠席：鳥居博幸、昇秀樹)  
(敬称略)
  - (2) 事務局 企画部長、企画部行革・政策監、企画政策課長
  - (3) 傍聴者 1名

### 【事務局(企画部長)】

ただ今から、第9回安城市自治基本条例策定審議会を開会いたします。  
最初に、市民憲章の唱和を行いますので、ご起立をお願いします。なお、市民憲章につきましては次第の裏面にごございますのでご覧ください。

### 《市民憲章唱和》

### 【事務局】

ありがとうございました。ご着席ください。今回の審議会に傍聴の方が見えますので、ご報告させていただきます。

それでは、はじめに鳥居会長からごあいさつをお願いいたします。

### 【会長】

皆さん、こんにちは。本日第9回の審議会にご出席くださりましてありがとうございます。4月の第8回審議会までで条例(案)と逐条解説の審議を終了し、その後、市の法規担当において用語についての検討と併せてパブリックコメントを行ってまいりました。

本日は、そのパブリックコメントの意見に対しての事務局の考え方についてご審議をお願いしたいと思います。

昇先生、入江先生がまだ来られていないようですが、我々だけではなかなか気づかなかったことについての確なご指導、ご助言が得られたことを委員の一人として感謝しておりますので、事務局から両先生によろしくお伝えいただきたいと思います。

それでは、本日もよろしくをお願いいたします。

### 【事務局】

ありがとうございました。ここで、委員の交代がありましたので、ご報告させていた

だきます。5月の臨時市議会で、議長、総務企画常任委員長が代わられました。議長に神谷清隆議員、総務企画常任委員長に武田文男議員です。よろしくお願いいたします。

本日、「あいち中央農業協同組合組合長の鳥居委員」、「学識経験者の昇委員」は他の用務と重なってしまいましたので、欠席でございます。なお、入江委員につきましては、少し遅れるという連絡をいただいております。

つづいて協議事項に入らせていただきます。これ以降の議事の進行を鳥居会長にお願いいたします。

#### 【会長】

それでは協議事項「(1)パブリックコメントの実施結果について」でございますが、事務局から説明をいただきたいと思っております。

#### 【事務局】

パブリックコメント制度による意見募集を平成21年5月15日から6月15日までの1か月間実施いたしました。閲覧場所は、市役所企画政策課と市政情報コーナー、中央公民館と10か所の地区公民館です。また、市のホームページにも掲載し、インターネットを利用した意見提出もできるようにしました。

その結果、5名の方から10件の意見をいただきました。いただいたご意見について、市の考え方をまとめたものを事前に送付させていただいておりますが、これについて説明いたします。

「安城市自治基本条例(案)に関するパブリックコメント制度による意見募集結果ですが、順番にポイントについて説明させていただきます。

1ページ「前文」についてですが、2人のお子さんを持つ主婦の方から意見をいただき、最後の4行ですが、子どもたちの声を誰が聴いてくれるのでしょうか。この子どもたちの声を聴いていただける機会などもこの安城市自治基本条例には盛り込んでいただけるのでしょうかということについて、市の考え方としては、この条例では、「おとなも子どもも個人として尊重され、だれもが幸せに暮らし続けられるまち」を理想とするまちの姿としております。

「子どもの権利」について市民会議や策定審議会では、権利を与えるのであれば義務も課すべきとの意見もあり、意見の集約ができず、市としてまだ意思決定されていないため、今回については盛り込まないこととしましたとまとめさせていただきました。

2ページの第1条「目的」についてですが、ご意見として、「自立した地域社会を実現することを目的とします。」とありますが、今の地域社会を「自立」という視点からどのようにとらえておられるのでしょうか。あるいは「自立した地域社会」とは、具体的にはどのような姿をイメージされているのかということですが、市の考え方としては、地方自治体において、「自己決定・自己責任」に基づいて意思決定を行う自治体運営が求められています。具体的には、一人ひとりが、自ら考え行動する自立した市民として、また、まちづくりの担い手として、助け合いながら協働することにより、おとなも子どもも個人として尊重され、だれもが幸せに暮らし続けられるまちこそが、自立した地域社会であるとまとめさせていただきました。

第3条「定義」ですが、「コミュニティ」の定義に、公民館、福祉会館、PTAも表記すべきだという意見ですが、この条例は、地縁で人が結びつく地縁型と活動内容や目的によって人が結びつくテーマ型の両方を「コミュニティ」と定義しています。PTAについては、逐条解説の中でコミュニティとして表記しています。

なお、公民館や福祉センターを利用し、地域の課題に自ら取り組む団体についてもコミュニティに包含されますとして、主なものをあげさせていただいております。

第7条「市民参加の権利」ですが、まちづくりに関する市民参加として、具体的にはどのような機会があるのでしょうかということについて、市の考え方としましては、市民参加の機会については現在でも、審議会等への市民公募やアンケート、パブリックコメント制度などがありますが、さらに市民参加を進めるため、今後策定を進める市民参加に関する条例の中で具体化してまいりますとさせていただきます。

3ページの第8条「行政サービスを受ける権利」ですが、現在ある条例・規則について、安城市自治基本条例の趣旨に沿った条例・規則に見直しする必要はありませんかということですが、既存の条例・規則については、この条例に定める事項を最大限に尊重し、見直しが必要な規程については改正を行いますとしています。

第9条「市民の責務」、第11条「議員の責務」、第12条「市長等の責務」及び第13条「職員の責務」ですが、「努力します・図ります」ではなく、「します・やります」が適当ではないかというご意見ですが、事務局としましては、「努める」、「図る」、「推進する」、「取り組む」という言葉の使い方の問題だと思いますが、これによって前向きな考えが変わるものではないと考えています。

第15条「コミュニティ」ですが、「市民参加をしやすくする為、今後、各コミュニティの役割、責任区分を見直し、将来あるべき姿を検討していく。」を追加するというご意見について、コミュニティの自主性及び自立性を尊重することから、各コミュニティの役割、責任区分を見直し、将来あるべき姿を検討していくことは、各団体に委ねられていると考えています。

4ページの第18条「危機管理」ですが、最近の都市水害は思わぬ異常気象によるところがあり、安城市のような偏平な土地での水害対策はどうかということですが、この条例では、地震、集中豪雨などの自然災害を始め、犯罪や交通事故などを含む「危機」に対する市民、コミュニティ、市長の基本的な役割を規定しています。水害対策については、個別の計画により対応してまいりますとさせていただきます。

その他として、この条例の実効性について、安全で安心できる住みよいまちづくりを推進する上で、今後どのようなプロセスを構想されておられるでしょうかというご意見については、この条例を市の最高規範として位置付け、他の条例、規則等の制定改廃、解釈や運用に当たっては、この条例を最大限に尊重し、整合を図るとともに、市民参加に関する条例を策定し、適切かつ効果的と認められる市民参加の手法を整備してまいります。

また、条例の施行後5年を超えない期間ごとに、市民参加のもとに検証を行い、実効性の確保に努めてまいりますとさせていただきます。

もう一つのその他ですが、解雇された人について、安城市の力によって再雇用されるまで救っていただく立法があれば有難いと思っていますということですが、この条例は、「だれもが幸せに暮らし続けられるまち」を理想の姿としており、ご意見をいただいた件についての条例化は難しいですが、雇用、福祉に限らず、市のあらゆる施

策について、この条例の目的及び理念に基づき実施してまいりますとさせていただきます。

以上、市民の皆さまからいただいた意見に対する市の考え方について説明させていただきましたが、この市の考え方に対しまして、入江委員から事前にご意見をいただきましたので、本日お配りさせていただいております。

1番目「前文」の市の考え方の第2段落で、「意見の集約ができず・・・盛り込まないこととしました。」とありますが、これだけではあまり積極的な印象を受けませんので、今後検討していく旨を 追記されてはどうでしょうか。

また、「意見の集約ができず」との表現では、議論の回数が足りなかったのではという印象を受けますので、別の表現のほうがいいのではないかと思いますという意見をいただきました。

こちらにつきましては、見え消しで修正させていただいたものをつけておりますが、「意見の集約ができず」を削除させていただき、「この条例には見直し規定もありますので、引き続き検討してまいります。」を追記させていただきました。

6番目の第9条「市民の責務」、第11条「議員の責務」、第12条「市長等の責務」及び第13条「職員の責務」で、第2段落のそれぞれの動詞についてのご説明はその通りなのですが、ご質問になった市民の方の真意はそこではないのではないかと思います。

今後、議員や職員の方々がどれだけこの自治基本条例の趣旨を理解し、この理念に則った行政運営をなさっていくか、という真摯な姿勢（「意気込み」と書かれています）についても、もう少し追記されてはいかがでしょうかという意見をいただきました。

こちらにつきましても、「なお、条例施行までにフォーラムや研修会を開催し、条例の理念に則った市政運営を実行してまいります。」を追記させていただきました。

パブリックコメントの実施結果についての説明は以上でございます。

#### 【会長】

ありがとうございました。

入江委員がご出席になりましたので、ご意見をいただきたいと思っております。

#### 【委員】

遅刻しまして申し訳ございませんでした。

「子どもの権利」については、この審議会でも議論になったと思います。確かに意見の集約には至らなかったのですが、これでおしまいではないということを市民の皆さまにお伝えし、引き続き議論を続けていくということをお示しになったほうがいいのではないかと感じております。

もう一つは、非常に行政の方は有能ですので、このようなご説明がきちんと出されるというのは感心したところですが、意気込みと書かれている言葉がご質問の真意と感じましたので、個人的な意見として提案させていただきました。

今日、修正案を出していただき、私の思っているところを汲んでいただいたと思っております。

**【会長】**

ただ今、パブリックコメントにつきまして、どのような意見があり、それに対する市の考え方についてご説明をいただきました。そして、入江委員からのご助言をいただき、さらに修正を加えたものについてもご説明いただきました。

ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

あんき会代表の杉浦委員いかがでしょうか。

**【委員】**

入江委員のご意見を踏まえて修正された事務局（案）で特に異論はございません。

**【会長】**

皆さま、特にご意見もなく、事務局が的確に対応されたということのようですので、確認をさせていただきますが、パブリックコメントに対する市の考え方について、了承する方の挙手を求めます。

《全員挙手》

**【会長】**

ありがとうございました。本件につきましては、皆さまの了承が得られましたので、審議会として決定とさせていただきます。

続いて、協議事項「(2) 答申(案)について」でございますが、事務局から説明をいただきたいと思えます。

**【事務局】**

答申(案)につきましては、お手元に資料をお配りさせていただいておりますのでご確認ください。この答申書に条例(案) 逐条解説を併せまして、市長へ答申させていただきますのでご了承いただきますようお願いいたします。

なお、市長への答申につきましては、あらためて委員の皆さま全員にお集まりいただくのではなく、審議会を代表して、鳥居会長、舩尾副会長にご出席いただきまして、7月6日に執り行いたいと予定しておりますので、こちらにつきましてもご了承いただきますようお願いいたします。

**【会長】**

市長への答申について説明がありましたが、まずは、答申案の文面について説明がありました。もう一点は、答申書の市長への提出は正副会長だけで行いたいということでございます。

ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

**【委員】**

答申書の文面の中で、「自立した地域社会の実現に、可及的速やかに積極的に取り組むように要望します。」とすることを提案します。

【委員】

ただ今、杉浦委員から修正の提案がございましたが、事務局案のほうがよろしいかと思えます。

【委員】

原案に積極的がありますので、原案のままでいいかと思えます。

【会長】

それでは、杉浦委員のご提案を加えることにご賛成の方の挙手を求めます。

《挙手少数》

【会長】

賛成少数ですので、否決させていただき、事務局の原案を審議会からの答申書とさせていただきます。

他に、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

【委員】

答申は、審議会の会長、副会長が行うという提案でございますが、素案の段階から我々は関わっておりますので、お許しいただければ、あんき会の代表も同席させていただきたいと思えます。

【事務局】

先ほどは説明不足で申し訳ございませんでしたが、7月6日午前10時から第1市長応接で行いますので、会長、副会長様にはご予定をとらせていただきますが、委員の方でご出席いただける方、あんき会の代表の方に一緒に入っていただくことはありがたいことだと思えますので、ぜひご出席いただきたいと思えます。

【委員】

審議会の会長、副会長さんに出ただけであれば十分という気持ちもありますが、あんき会からも誰か一人出席させていただけるならありがたいと思えます。

【事務局】

審議会としての答申ですので、あんき会の代表として審議会委員になっていただいている3名の方の中から出席いただくことは結構かと思えます。

【会長】

申し上げるまでもなく、審議会としての答申ですので、審議会の委員でないあんき会の方まで入れるという訳にはいきません。会長、副会長はあらかじめスケジュール調整していますが、2人だけで行うということではなく、ご都合のつく委員の皆さまはご参加いただきたいと思えますので、そういうことをご了承いただきたいと思えます。

《了承》

【会長】

ありがとうございました。  
これは、プレス（報道記者）が来るのでしょうか。

【事務局】

事前に各新聞社、キャッチ等に投げ込みをさせていただきますが、それぞれの判断でみえるかどうかわかりません。私どもも写真をとらせていただいて、結果についても投げ込みをさせていただきたいと考えております。

【会長】

協議事項については以上ですが、「5 その他」について事務局からお願いします。

【事務局】

「5 その他」につきまして、事務局からは特にございませんが、市民会議の杉浦委員からお知らせがありますのでよろしくお願いします。

【委員】

過日、開催をさせていただきました「あんきな座談会」の結果についてご報告させていただきます。

4月14日から6月3日にかけて市内11公民館において開催いたしました。初めの頃は、天気に恵まれなかったこともあり、出席者数も少なく思い悩んだこともありましたが、いろいろな方のご協力もあり、徐々に出席者も増えてまいりました。特に第10回の安祥公民館での座談会には、市議員の方が4名ご出席いただき、議会の中でも自治基本条例に対する市民の想いを直接聞こうという意気込みが感じられたこともこの座談会の効果であったと思います。

また、第3回の桜井公民館での座談会には、9名もの町内会の役員さんや地域の方にご出席いただき、会場では、キャッチネットワークさんの取材もあり、いろいろな方からの意見をお聞きすることができました。この座談会の結果については、キャッチネットワークさんへ要望し、DVDを2本提供していただきましたので、今後の啓蒙、啓発に有効な材料になると思います。

参加者数は56名で、あんき会メンバー等を含めると述べ164名の方に出席をいただきました。

座談会では、あんき会メンバーによる手作りの寸劇もさせていただき、今までは行政におんぶにだっこでしたが、これからは、積極的に市民が参加して一緒に情報を共有していこうという内容で、とても評判が良かったと考えています。

アンケートの結果を見ますと、座談会について全体的に満足されたかをお聞きしたところ、19%の方が「大変満足した」、50%の方が「まあ満足した」と回答をいただきました。

また、本日の座談会を何で知ったかという質問に対しては、「ちらし」13人、「回覧

板」18人、「人づて」20人となっており、やはり市民の皆さんのつながりで参加された方が多かったと考えています。また、昭林公民館については、私が高浜市長に座談会の話をしたところ、勉強のため職員を派遣したいという申し出がありましたので、高浜市の職員2名のご出席をいただいております。

最後に、自治基本条例に期待することは何かをお聞きしたところ、「市政への参加制度が確立される」が28人で最多となっています。

以上、簡単に説明させていただきましたが、今回の座談会を通して、自治基本条例が市民に根付いた条例になるためには、これからもフォーラムなどを開催し、啓蒙、啓発していくことの必要性を痛感いたしました。

別件でお話させていただきますが、自治基本条例と既存条例との整合を図らなければなりませんので、自治基本条例が制定されたら速やかに自治基本条例の施行における関係条例の整備に関する条例を早急に議会でもご検討いただき、施行1年以内に280程の条例がありますが、名実ともに自治基本条例が市の最高規範とるように整備いただきますよう要望させていただきますまして私からの報告を終わらせていただきます。

#### 【会長】

ありがとうございました。

ただ今、杉浦委員からあんき会が行いました啓蒙活動についての報告をいただきました。また、議会に対してのご発言がございましたが、これは事務局が整備することだと理解しておりますので、私からもお願いしたいと思います。

審議については全て終了いたしましたので、入江委員に審議会全般に関しましてご講評いただければ幸いです。

#### 【委員】

お時間をいただきましたので、感想とこれからの期待について述べさせていただきますと思います。

自治基本条例を作るということで機会をいただき安城市さんとも深く関わることができました。研究者は研究室に閉じこもっているだけでは勉強にはならないので、委員に皆様とご一緒に議論の場が持てたというのは光栄であり、私にとっても良い機会になりました。

本日、無事に条例としてまとまることになりましたが、ここに至るまでには、会長、副会長、他の委員の皆様方、それから事務局、関係者の方々のご尽力があったと思っております。皆様方の思いが一つの条例として結実したということに喜びを感じております。

いよいよこれから船出となりますが、今の我が国の地方自治体の状況と照らし合わせて考えますと、先週くらいに第29次地方制度調査会の答申が麻生総理大臣に出されました。そこで研究されていたのが基礎自治体のあり方についてでした。その内容は、平成の大合併が一段落して、そこから先をどう見据えた基礎自治体のかたちを作っていくかについて多く書かれていたと思っております。

そこで指摘されていたのが、一つは広域連携のあり方、合併にとらわれずにいろいろなかたちで連携していく仕組みをこれからどう作るかについて、もう一つは小さな自治についても研究がされていきました。ここから読み取れることは、器としてはいろいろな

動きの中で一段落したので、ここからは器の中身ということになってきます。それぞれの自治体の中で自治ということをごどのようにそれぞれの自治体に合わせてアレンジをしていくのか、まだこれから中央との議論があるとは思いますが、権限、財源を含めて大きく動いてくる可能性もございます。このような中で、安城市においては、自治基本条例というこれからの指針ができたということですので、いよいよこれからだと感じております。

今回まとめられた自治基本条例の中でも、市民参加と協働について一章割かれており、一つの特徴だと思っております。その中には、一般的な市民参加や連携もあります。また、危機管理もまた市民の責務であり、市と一緒に取り組むべき役割でもあります。また、持続可能な社会の形成についても市民が関わっていくとあり、非常に多岐に渡る市民の活躍が期待されるものになっています。

先ほど杉浦委員からご紹介がありました座談会のアンケート結果を拝見いたしましても、参加された方の一番の関心は市民参加についてであり、改めて皆さんの期待の高さを感じました。この期待を裏切らないために、これからは実効性の確保ということに向かって、ここにおられる委員の皆様方にエンジンになっていただきたいと強く感じております。このような座談会の場を通して、安城市にしかできないこれからの自治について、様々な工夫とアイデアを出していただければと思っております。

一方で、地方制度調査会の答申に戻りますと、最後の章で議会の役割についても大きく研究がされております。今後、もし道州制に移行したときにこれからの自治体のあり方にとって、議会の役割も重要になってくると考えられます。議会の方々も市民と寄り添って、条例の中身をよく理解して、理念を全うしていただきたいと強く感じております。

また、コミュニティについても地方制度調査会で研究されていましたが、地域に根ざしたコミュニティとそれぞれのNPOの役割も一層大きくなっていくということは、日本中の皆さんが理解している大前提になっていますので、こうした中で、様々な主体がそれぞれ活躍する安城市しかない自治というものを築いていただきたいと感じております。

私自身のことを申し上げて恐縮ですが、私は愛知県内の出身ではなく、関西の出身ですが、県内のいろいろな自治体さんに関わらせていただく中でなんとなく感じることは、他府県と比べて行政の方と住民の方の距離感が違い、あまり住民の方の協働という意識が少ないように感じていました。これは非常に根強い信頼関係があつてのことだろうと想像できるのですが、これから安城市も市民参加と協働を大きく謳うのであれば、条例のできた意義は非常に大きいと思っておりますので、これから益々安城市さんが皆さんと一緒にご発展されることを期待しております。

ありがとうございました。

#### 【会長】

ありがとうございました。

開会のご挨拶でも昇先生と入江先生の的確なご助言とご指導に対しましてお礼を申し上げますが、改めてお礼申し上げたいと思っております。

この審議会につきましては、答申書の提出が残っておりますが、本日の第9回で全部の審議を終わりましたのでこれで解散ということになります。この後は事務局が必要な手続

きをした上で9月議会に上程し、議会での審議をいただくこととなります。

不慣れな会長で皆様にはご迷惑をおかけしましたが、1年半に渡ります皆様のご協力に対しましてお礼申し上げます。

それでは事務局にお返しいたします。

#### 【事務局】

先ほど答申につきましてご了承いただき、本日が最後の審議会となりますので、神谷副市長より一言お礼を申し上げます。

#### 【副市長】

昨年の2月から自治基本条例をとりまとめいただきありがとうございました。今日が最終ということですので、本来ですと市長がまいりましてお礼申し上げるべきではございますが、あいにく不在でございますので私からお礼申し上げたいと思います。

この審議会では、9回に渡りまして会長さんを中心に皆様方からいろいろなご意見をいただき、慎重にご審議いただき誠にありがとうございます。そして昇先生、入江先生には、大変お忙しい中ご出席いただき、貴重なご意見をいただきありがとうございました。

また、代表3名の方がこの審議会に入っていておられますが、あんき会の皆様には、審議会の皆様以上に、その3倍、4倍のご努力を重ねていただき、ワークショップ等の中でも意見続出でとりまとめに苦労されたということを知っております。本当にありがとうございました。

これからは9月議会に向けて、まずはこの条例を議会で議決していただくように我々としては頑張りたいと思います。また、この条例につきまして、市民の皆さんに少しでも理解いただくように、あんき会の皆さんも座談会を開催していただきましたが、同じように7月からまちかど座談会を全小学校区で開催してまいります。その座談会の一つのテーマとして、この自治基本条例を取り上げまして、条例の趣旨、内容についてPRをしてまいります。それに加えて、広報やイベント等で来年4月の施行までには、一人でも多くの方に趣旨を理解していただくように頑張りたいと思います。

来年度4月施行となりますと、今度はこの条例の次の宿題であります市民参加と協働に関する条例の策定を早急に進めてまいりたいと思います。そして、これらの条例が整備されれば、安城市民に活用いただけるような施策を進めていくという課題を我々がいただいたものと考えております。

委員の皆様、長期間に渡りご協力いただきまして本当にありがとうございました。

#### 【事務局】

これもちまして第9回安城市自治基本条例策定審議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。